

保護者様

横浜市立 葛野小学校

学校感染症の出席停止の指示について

このたび、お子様が学校感染症（下表）にかかれたとの連絡を受けましたので、学校保健安全法の規定により、出席停止を指示いたします。医師から登校許可がおりましたら、下の証明書に、すべて保護者の方がご記入、押印の上、担任へ提出してください。

学校感染症の種類

	病 名
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 ペスト ジフテリア マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 鳥インフルエンザ（H5N1）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹 風疹 水痘 流行性耳下腺炎 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症

※出席停止期間の詳細については、2ページ目をご覧ください。

----- き り と り せ ん -----

登 校 許 可 証

◆すべて保護者の方がご記入ください。

年 組 児童氏名

病名

上記の感染症について、登校許可をいただきましたので、報告します。

病院名

医師名

TEL

出席停止期間

月

日（

）～

月

日（

）

令和 年 月 日

保護者氏名

印

学校感染症の種類と出席停止期間

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る）　痘瘡　ペスト マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎 ジフテリア　鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種（※）	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻　疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風　疹	発疹が消失するまで
	水　痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結　核	感染のおそれなくなるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症　流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎　コレラ　細菌性赤痢 腸チフス　パラチフス　その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

（※）ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはその限りではありません。

例 インフルエンザ「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

出席停止期間の基準 早見表 （発症した日を0日、翌日を1日目として、5日間数えます。）

≪たとえば、発症後2日目に解熱した場合≫														
発症日 (0日) 発症	⇒	発症後 1日目 発熱	⇒	発症後 2日目 解熱	⇒	発症後 3日目 解熱後 1日目	⇒	発症後 4日目 解熱後 2日目	⇒	発症後 5日目 発症後5日 以内なので 登校不可	⇒	発症後 6日目 登校可能		
たとえばの・・・数え方														
(水) 発症		(木)		(金)		(土)		(日)		(月)		(火) (水)		
≪たとえば、発症後4日目に解熱した場合≫														
発症日 (0日) 発症	⇒	発症後 1日目 発熱	⇒	発症後 2日目 発熱	⇒	発症後 3日目 発熱	⇒	発症後 4日目 解熱	⇒	発症後 5日目 解熱後 1日目	⇒	発症後 6日目 解熱後 2日目	⇒	発症後 7日目 登校可能